小田原市報

第48号

発行所 小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人 石井重治
印刷所 株式会社 共同印刷

定価一部三円

市議會二月臨時會

追加更正予算など議決
現計予算額(一般会計) 五八一、九二八、八二〇円となる

市議会二月臨時会は、十九日午後一時二十四分開会、会期を一日と定め別掲の日程により審議に入つた。先ず議案第五競輪事業費歳入歳出豫算に係る「専決處分の承認について」を上程、市長から次の要旨の提案理由説明があり、原案の通り承認された。

一月及び二月の市營競輪は豫期以上の売上げ増加に伴い二月二日拂戻金その他義務的な支出科目について増額し支拂に支障をきたさないようにした。

次いで議案第六から第十一までを一括付議、市長から要旨次のような提案理由の説明があり、各議案とも原案の通り可決確定した。

1、昭和二十八年度小田原市歳入歳出追加更正予算は、歳出において当面重要な櫻井小学校新築工事請負費、防火貯水槽整備事業費、虚弱兒施設建設費、屎尿貯溜槽等の公共事業費とその他緊急必要な経費を計上、歳入においては特別平衡交付金の増額、國庫補助金並びに県支出金及び市債をこれに充当した。

2、昭和二十八年度小田原市競輪事業費歳出更正豫算については競輪事業収益は豫備費に繰入れ中のところ一般会計に今回九百万円を繰出のため更正をすることとにした。

3、起債及び起債條件の變更については、防火貯水槽整備、虚弱兒施設建設事業について新たに起債し、さきに起債した学校債につき新たに櫻井小学校建設債として四百万円を追加起債する。

質疑として▲虚弱兒施設について▲櫻井小学校の建設について▲庭球場の建設について▲中央公民館の施設についてなど諸般にわたり行われ、それぞれ当局 答辯があつた。

引續き、議案第十一、市道路線の廃止についてを上程、市長から山王原仲町一号線外三路線は議決を経て廃止手續をしたい旨、提案理由を説明、原案の通り確定し全日程を終了、午後三時三十一分閉会した。

議事日程 (昭二九・二・一九)

日程1 議案5 専決処分の承認について
日程2 議案6 昭和二十八年度小田原市歳入歳出追加更正豫算
日程3 議案7 昭和二十八年度小田原市競輪事業費歳出更正予算
日程4 議案8 起債について(防火貯水槽整備事業費)
日程5 議案9 起債について(虚弱兒施設事業費)
日程6 議案10 起債條件の變更について(小学校建設費)
日程7 議案11 市道路線の廃止について

追加更正予算の概要

29.2.19議決(一般会計)

歳入の部	31.171.754
◇市税	739.000
◇地方財政平衡交付金	4.200.000
◇競輪事業收益金繰入	9.000.000
◇使用料及び手數料	275.000
◇国庫支出金	7.237.330
◇県支出金	3.325.424
◇市債	6.300.000
◇雑收入	95.000
歳出の部	31.171.754
◇市役所費(新名旧校舎改造工事費その他)	1.144.000
◇警察消防費(退職金5人分その他)	1.399.312
◇土木費(失業対策事業費、防火貯水槽4ヵ所工事請負費、県道改修寄附金、庭球場建設事業費)	3.543.334
◇教育費(校具教具購入費、五中井戸建設費、図書館書架施設費その他)	9.557.465
◇社会及び労力施設費(生活保護費、虚弱児童施設費その他)	9.930.762
◇産業経済費(屎尿貯溜槽30ヵ所用資材、農道改良事業費補助その他)	2.938.975
◇觀光費	―
◇公債費(一時借入金利子)	1.500.000
◇諸支出金	1.178.151
◇予備費	△ 20.245

現計予算額	前回までの累計額	今回追加額	合計額
	550.757.066	31.171.754	581.928.820

予算市会 十二日に招集さる

昭和二十九年度小田原市歳入歳出豫算案、各特別会計予算案その他関係諸議案を審議するため、三月十二日午後一時、市議会定例会が招集されました。会期は二十日以内とし、大略次のような予定で審議を進めることになりました。

三月十二日 記

三月十三日 ▲昭和二十九年度各予算案その他關係議案一括上提 ▲施政方針及び提案理由説明
三月十四日(休会) 議案内容説明
三月十五日 昭和二十九年度各豫算案その他關係議案に対する質疑
三月十六日 ▲質疑續行 ▲上程各議案の豫算特別委員会附託及び同委員の選任
三月十七日～二十八日 (休会)この間に豫算特別委員会の審査が行われる。
三月二十九日 豫算特別委員会の審査報告

再び軍人恩給について

軍人恩給の復活並びにそのあらましにつきましては、すでに昨年十一月の市報号外でお知らせしましたが、その後窓口で氣付いた点又は間違い易い点を次にお知らせして御参考に供します。

(一)普通恩給について

加算によりすでに裁定済みの普通恩給証書を所持している方は、實役七年未満でも、実役年數相應の恩給が支給されます。

昨年復活した軍人恩給は加算が全面的に廃止されたことにより右のような場合でも実役七年なければ恩給は請求ができないものと考え、そのまま何の手續もしない向が相当あるように見受けられますので御注意下さい。なお、恩給証書を紛失しても恩給請求手續には差支えありません。

(二)一時恩給について

この恩給は実役七年以上で十二年(下士官、兵)又は十三年(准士官以上)未満の方に支給される恩給ですが今次戦争末期においては外地におられた方々は大部分終戦後抑留された上帰還されましたがこの場合恩給支給年數は終戦までではなくて抑留された期間も算入されます。

(三)普通扶助料並びに一時扶助料について

普通恩給証書を貰つておられた方又は実役七年以上勤務した方で昭和二十一年以後死亡された場合この方の妻、未成年の子父母、祖父母のどなたかが生存なさつておられればこれらの方に普通扶助料又は一時扶助料が支給されます。

なお昭和二十一年以前に死亡された方でも恩給未請求の場合は同樣支給されます。

以上の場合恩給証書がなくても差支えありませんができるだけ詳細な軍歴資料書が必要であります。

(四)公務扶助料について

戦傷又は戦病後病院又は自宅でその病氣又はそれ以外の病氣で死亡された方の遺族は自分で勝手な判断をなさる前にお出向きの上御相談下さい。

(五)傷病恩給について

戦傷病により身体の不自由な方で当時、項症又は款症或は目症の認定を受けながら軍人恩給停止のため未請求で当時の症狀がそのまま持續又は悪化している方は本年四月一日現在をもつて恩給診斷を行い、それぞれ手續を進めることになつておりますから該当の方は現認証明書又はその代りになると考えられる証明書を御用意の上御出向き下さい。

戦傷病者戦歿者遺族等援護法による遺族年金証書の書換えについて

昨年の軍人恩給復活により、それまで戦傷病者戦歿者遺族等援護法(以下援護法という)によりうけていた遺族年金は、大部分、恩給法上の公務扶助料に切り換えられることになりましたが、援護法による遺族年金の受給権はあるが、恩給法上の公務扶助料の受給権がない方については、引續き援護法による遺族年金が支給されることになつております。そして遺族年金の額も増額されて遺族のうち一人については、二万七千六百円(昭和二十八年分は二万五千二百円)その他の遺族については、一人五千円となりましたので、該当者は遺族年金証書の金額の書換え手續を致しますから至急証書持参のうえ、厚生課へ御出向き下さい。

なお遺族年金未請求の方は今でも差支えありませんから必らずお申出で下さい。

併せて従來船員保険法により支給されておりました遺族年金は全部援護法による遺族年金に切換えますから該当なさる方はお申出で下さい。

小田原市畜産共進会終る

<寫眞は乳牛の中間審査>

本市では毎年畜産の振興と家畜改良の促進をはかるため、畜産共進会を足柄上、下両郡と合同で開催しておりましたが、今回からは市単獨で實施することになり、去る三月十三、十四の両日に亘り城址公園において開催いたしました。

出品頭数総計一一九点(乳牛三〇頭、役肉用牛二一頭、馬一四頭、豚一二頭、緬羊八点、山羊一八点、鶏一六番)の多數にのぼり、昨年に劣らぬ好成績をおさめました。

当日は県関係技師等が審査員となり厳正な審査の結果左記の通り入賞を決定いたしましたので十四日午後二時より市議場において褒賞授與式を行い知事賞、市長賞、地方事務所長賞等がそれぞれ授與されました。

記

優等賞
乳成牛 荻窪 高橋幸雄
役肉用牛 早川 磯崎滋藏
馬 櫻井 片山輝男
豚 荻窪 守屋喜代松
未成山羊 小田原 平野龜之助
鶏 荻窪 鈴木雄市郎

壹等賞
未成乳牛 下府中 志村政吉
乳成牛 荻窪 蓑宮七之助
〃 下府中 志村清
役肉用牛 久野 川口兵作
馬 櫻井 米山庄作
豚 荻窪 守屋房吉
緬羊 櫻井 米山武介
成山羊 荻窪 長崎千代吉
鶏 〃 府川與平次
(二等賞以下省略)

固定資産課税台帳を是非御覧下さい

唯今昭和二十九年度固定資産(土地、家屋、償却資産)課税台帳を次の通り縦覧に供しています。

◇期間 昭和二十九年三月二十日から四月八日まで、土曜、日曜も平日通り取扱います。
◇時間 午前九時から午後五時まで
◇場所 市役所總務部税務課

× ×

これは昭和二十九年度固定資産税の課税標準となる評價額を、納税者の皆さんに見ていただいて納得のうえで確定し、納税にこの上とも御協力をお願いしようとするものです。

是非、期間中に縦覧して下さい。

この縦覧によつて評價額に異議のある方は固定資産評價審査委員会(市役所内)に四月十八日までに文書をもつて異議の申請を行うことができます。

なお、この評價額を基として算定される昭和二十九年度第一期分の固定資産税徴税令書は四月に発付いたします。

植えて明るい緑の国に

緑の週間 4月1日～7日

小川の水がぬるみ、春がまためぐつて参りました。今年も例年通り四月一日から緑化運動が全國的に展開されます。國土の三分の二を占める森林も戦前戦後の乱伐のために荒れ果て、洪水の大きな原因となつて毎年莫大な被害を与えています。山々に樹を植えよう。山ばかりでなく街にも、学校にもそして私達の庭にも、一本でも多くの樹を植えて荒れた國土を緑で飾ろうではありませんか。

財産区議会議員きまる 下府中、櫻井

下府中財産区及び櫻井財産区の各議会議員の選挙は、去る二月十八日執行され、次の諸氏がそれぞれ当選しました。

下府中財産区(六名)
内田盛太郎、星崎金三郎、永井千太郎、植田新光、長田與五兵衛、星崎伝

櫻井財産区(六名)
奥津菊藏、劔持賀津美、片山清太郎、劔持岩造、岡部賢治、黒柳清太郎

「第三回こゆるぎ人形新作展」の結果

小田原地方で作られる人ら四名の審査員によつて形玩具として、獨得の技次の通り入賞者の決定を術を誇るこゆるぎ人形はみましたので、五日、市議今や全國的に進出し、そ会議場で賞状の授與式がの名声を博しつつあり行われました。

ますが、更に品質の向上をはかる目的で、神奈川県組人形、小田原市、こゆるぎ人形研究会が共催となり、三月三日から七日までの五日間、中央公民館で、「第三回こゆるぎ人形新作展」を開催しました。出品点數一〇〇四点いずれも見事の作で一層、技術の進歩を思わせ、市民特にこゆるぎ人形愛好者を喜ばせました。

開催に先だち三日午前十時から審査会が行われ、特許庁意匠課長、神奈川県工藝指導所長、小田原市圖書館長、株式会社白木屋第三雜貨部次長

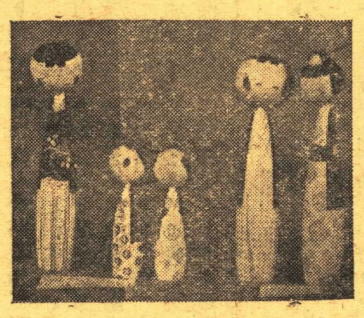

△寫眞は出品作品▽

小田原市　花崎　孝男
小寄木人形
湯本町　加藤　正明
③下地方事務所長賞二名
ランプ人形
國府津町　北村喜太八
ピラミツド人形
小田原市　小林　廣
④工芸指導所長賞　二名
三人姉妹
小田原市　牧野　英雄
將棋人形
小田原市　内田　良平
⑤箱根物産協組連合会長賞　二名
ブローチ
小田原市　島田榮治郎
大平
小田原市　村井　米穂
⑥佳作　十七名

屎尿貯溜槽の設置

本市では昨年より、市民保健衛生的見地より、屎尿處理を解決する方策として、これを農業地帶に運搬して効果的に利用するため、市が材料を提供し、各地区に大型貯溜槽一〇〇石入三〇基を設置し、自動車により業者が運搬するよう計画しておりましたが、各地区関係者の協力を得て、この程施行することとなりました。

設置場所は自動車の便がよく、且つ公衆衛生上支障のない場所を左記の通り各地区に選定いたしました。

これが設置されますと、屎尿の利用度が高まり、金肥の節減となり、それに個人運搬の勞力も節約されますので農家の皆さんの利益は少くありません。従つてその維持管理については充分注意され有効適切に利用されることを御願いします。

記

一、足柄地区　六基
一、富水〃　七基
一、久野〃　八基
一、大窪〃　二基
一、荻窪〃　四基
一、櫻井〃　三基
計　三〇基

小田原チーム三位に入賞

＝國連普及縣内一周駅伝＝

第三回國連普及県内一周横濱とこれを妨げんとする駅伝は、三月六日、七日る川崎、小田原、上郡な両日にわたり県下十二ど接戦がくり返され、午の各郡市チームの参加の後五時二十一分、第一日交換が下に盛大に行われましたの終点小田原市役所前に川崎市役所前を一斉にス第一日六日は、午前九時ター ト、折から降り出し郡という順で以下次々と二日午に先ず横濱がゴールイン二位に小田原、三位に上合併呼びかけ以來三回目の訪問として、二月二十二日午後、市長並びに正副議長及び市勢伸長委員（第二十一区事務所）、

市政短信

○…国府津町と合併問題について懇談

二月二十日、市長並びに正副議長及び市勢伸長委員など十名は、國府津町役場を訪問しました。

旧ろう二十四日合併を呼びかけてから再度の訪問です。町側から間島町長ほか十六名が出席し、先ず間島町長から合併問題について意見の交換が行われました。

○…上府中村と懇談

合併呼びかけ以來三回目の訪問として、二月二十小田原市廣報委員会主催二日午後、市長並びに正により二月十六日幸地区副議長及び市勢伸長委員（第二十一区事務所）、

長など八名が上府中村を同二十四日新玉地区（新訪れ、合併問題について宿公民館）で市民の集い懇談を行いました。

村側から根本村長、宇佐美議長はじめ八名が出席して、学校組合の問題、支所の事務範囲、公民館市税、早川漁港などについて種々懇談が行われ、双方の理解を深めました。

○…選挙人名簿の確定

昨年十二月一日現在で調製いたしました小田原市農業委員会委員選挙人名簿の登載者數が三月五日次の通り確定いたしました。

男　三、四九七人
女　三、五六八人
計　七、〇六五人

○…市民の集い

小田原市廣報委員会主催小田原ユネスコ協会、市教育委員会主催で、三月十二日、十三日の兩日、中央公民館で開催された泰西名画展は、ゴヤ、ドガー、モネ、ルノワール、ゴツホ、ボナール、セザンヌ、ブラック、ピカソ、マチス、ルオーその他日本人に親しまれている泰西巨匠の名作がずらり

○…厚生行政基礎調査に指定統計として承認される

二月二十日、市長並びに正副議長及び市勢伸長委員など十名は、國府津町役場を訪問しました。

旧ろう二十四日合併を呼びかけてから再度の訪問です。町側から間島町長ほか十六名が出席し、先ず間島町長から合併問題について意見の交換が行われました。

○…上府中村と懇談

合併呼びかけ以來三回目の訪問として、二月二十小田原市廣報委員会主催二日午後、市長並びに正により二月十六日幸地区副議長及び市勢伸長委員（第二十一区事務所）、

保国だより　往診料について　【解説】

國民健康保険の診療につた場合にのみ行うべきことましては、これまで度ととなつております。々この市報その他を通じ例えば結核などの漫性疾て皆様にお知らせしてき患に対しては、急激な症ましたので既に御承知の狀の變化が無い限り頻繁答でありますが、重ねてに往診する必要は無いわ保険診療について解説をけですから、そのようなしてみたいと思います。往診を認めておりません場合には、一時間毎に四ます今回は往診料につい㈠　往診料一回十点とは御説明いたしましよう医師の病院、診療所から厚生省が定めた診療報酬患者の家までが片道半里点數表では往診料（車代以内の場合であり、且つを含みません）は一回十診療の時間が一時間以内点（昨年十二月一日よりの場合を指しております改正。一点は十一円五十銭）と定められております。但しこれは次の場合に限られております。

㈠　往診は患者の症狀には、その医師でなければならない絶對的な理由が無い限り認められません）一時間以上になる場合には、二軒目からの患者は前述の通り十点を認められますが、二人目からは一人について一点づつを支拂えばよいことになつております。

2　医師が續いて二軒以上の患者を往診する場合には、二軒目からの患者の家までが半里を超える場合は、半里またはその端數を增す毎に五点を增すことになつております。

2　患者の家に於て診療する時間が（往復のためにかかる時間は含まれません）一時間以上になる場合には、一時間毎に四点を增すことになつております。

3　夜間（一般には午後九時から午前四時までとされております）または深夜の往復の道路が難路であるときは、一人につき二人分を算定することになつております。

以上皆様に最も身近かな往診料の概略を解說いたしましたが、不明の点はどしどし國民健康保険課までお尋ね下さい。

めん類標準店の設置

現下の主食は、半カ月分を麥類製品に頼らなければならない實情にありますので、めん類の品質向上と價格の適正化をはかり、神奈川県では、木製めん類の推せんにより一八大和食品村上工場▼万年四ノ五九九八三河屋▼幸一ノ二一五鈴木製めん所▼万年一ノ一九〇原田屋▼新玉二ノ四ノ四七九東樂庵▼井細田一〇三下田岩男▼十字二ノ四八〇みのや▼山王原五七八湯川製めん所▼板橋二〇四河内屋▼

県下にめん類標準店を設置し、業界の自主的運動方年一の二一六久野屋この標準店は、顧客への奉仕を旨とし、店頭に所定の標識を掲げるとともに、價格及び規格は県の定めたものによることを表示しています。

建設だより

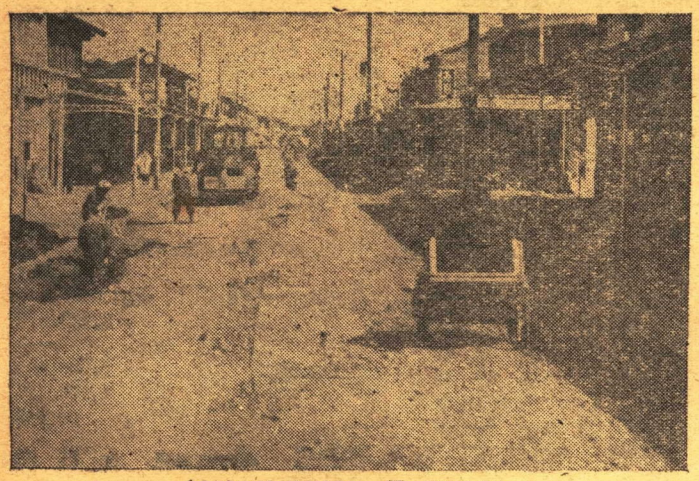

＜線玉新・線　緑　中圧要面路は眞寫＞

土木工事

①線新玉線舗装工事（29・2・20着手）

▲…着手したもの

工事概要
延長五八五米（曾比惣吳服店横から新開地入口まで）◆舗装平均巾員七、六米◆厚さ二〇糎コンクリート舗装

②御幸ケ濱線舗装工事（29・3・1着手）

工事概要
延長二五二米◆巾員九米（平均）コンクリート舗装厚一五糎

③防火貯水槽新設工事（29・3・3着手）

工事概要
四個所に設置、いずれも四〇立方米入
代官水槽　袖ケ濱水槽　万年水槽
網一色水槽

▲…繼續中（前号掲載分を除く）

○昭和二十三年災害復旧工事査定第二七四号
着手　29・2・1
竣工豫定　29・3・31

工事概要
延長五八五米（曾比惣吳服店横から新開地入口まで）◆舗装平均巾員七、六米◆厚さ二〇糎コンクリート舗装

建築工事

▲…竣工したもの

市営藤棚公衆便所增築工事（29・2・28竣工）

▲…着手したもの

①市立第五中学校講堂新築工事（29・2・22着手）

工事概要
講堂新築六〇坪一棟◆木造平家建厚型「スレート」葺

②市営母子住宅新築工事（29・2・22着手）

工事概要
住宅新築三棟延三〇坪（六戸）◆木造平家建厚型「スレート」葺

○…小田原市推定人口と世帯（29・2・1）

人口　八二、八七七人
世帯　一六、八三七世帯

○…小田原市配　人口と世帯（29・2・1）

配給人口六九、五八二人
配給世帯一五〇五七世帯